



- 市議会では
- 各派代表者会議(民主党)
  - 議会運営委員会(オブザーバー)
  - 建設委員
  - 図書館運営委員
  - 議会だより編集委員
  - 都市計画審議会委員
  - 市制50周年記念式典実行委員



**しづた智秀後援会事務所**  
春日部市粕壁東3-6-8  
TEL 048-755-8570  
FAX 048-755-8571  
\*旧4号線(日光街道)  
一宮交差点です。  
春日部市大枝89  
武里団地1-19-204  
TEL & FAX 048-734-5542  
お気軽にお立ち寄りください。

\*粕壁東事務所内に「しづた智秀後援会・掲示板」を設置しました。「ふじ通信」をはじめ、イベント等の情報を掲示しています。

お気軽にご覧ください。

## 2月臨時会・春日部市及び庄和町の廃置分合

2月14日臨時市議会が召集され、春日部市及び庄和町の廃置分合に関する議案6件等が賛成多数で採択されました。6件は下記の内容です。

- 議案3号：春日部市及び庄和町の配置分合について  
平成17年10月1日から春日部市及び庄和町を廃し、その区域をもって「春日部市」を設置することを埼玉県知事に申請することについて、議会の議決を求める。
- 議案4号：春日部市及び庄和町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について  
財産はすべて「春日部市」に帰属させる。
- 議案5号：春日部市及び庄和町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について  
議会の議員の定数は、36人とする。
- 議案6号：春日部市及び庄和町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について  
合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成18年4月30日までの間、引き続き「春日部市」の議会の議員として在任する。
- 議案7号：春日部市及び庄和町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について  
合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30日までの間、引き続き「春日部市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

議案8号：春日部市及び庄和町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について  
合併前の春日部市及び庄和町の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

- (仮称) 春日部地域まちづくり審議会
- (仮称) 庄和地域まちづくり審議会

審議会の設置期間は、合併の日から10年間とする。

- 審議内容
- 1 新市建設計画の変更に関する事項
  - 2 新市建設計画の進捗状況に関する事項
  - 3 (仮称) 地域振興費の使途及び事業の実施に関する事項
  - 4 地域振興のための基金の活用に関する事項
  - 5 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
  - 6 その他市長が必要と認める事項

審議会は、委員15人以内をもって組織する。  
(区・自治会代表、各種団体代表、学識経験者、公募に応じた者) 任期は2年とし、再任可能  
(補欠委員の任期は前任者の残任期間)  
審議会の庶務は、当該区域の総合支所地域振興担当課において処理する。  
平成17年10月1日から施行する。

2月臨時市議会

